

麻疹患者発生時の対応について

一例発生したらすぐ対応し、集団発生を防ぎましょう

兵庫県東播磨県民局 加古川健康福祉事務所
2026年5月作成

1 麻疹と診断したら、直ちに保健所への発生届の提出と電話連絡をお願いします。

届出に必要な臨床症状

ア 麻疹に特徴的な発疹 イ 発熱 ウ 咳嗽、鼻汁、結膜充血などのカタル症状

●上記3つすべてを満たす場合は、「麻疹（臨床診断例）」です。

●上記1つを満たし修飾麻疹を疑う場合は、検査陽性を確認する必要があります。

ワクチン接種2回未完了者や、海外渡航歴や麻疹患者（確定例）との接触があるなど、早急な対応が必要と判断する場合には、IgM抗体検査結果を待たずに行政検査（PCR検査）を行う場合もありますので、相談ください。

※鑑別診断や除外診断のためのPCR検査は行いません。

2 PCR用検体（全血、咽頭ぬぐい液、尿の3検体）を採取し、提出してください。

発症前2～3日から発疹出現後1週間の検体が適切です。診断後速やかに採取してください。

電話にて日程調整後、保健所職員が回収し兵庫県立健康科学研究所へ搬入します。

	検体	採取容器	保存
①	全血 2ml以上	EDTA入り全血（紫色の採血管） （ヘパリン入りは不可）	冷蔵庫（4℃）に保存
②	尿 5～10ml	滅菌スピッツ	
③	咽頭ぬぐい液	ウイルス搬送用培地等	

※咽頭ぬぐい液を保存する培地が院内にない場合は保健所より持参しますが、採取までに間に合わない場合は、滅菌綿棒でぬぐい取ったのち、綿棒が乾かないように滅菌の生理食塩水1cc未満で湿らせ（ジャブジャブにしない）、滅菌スピッツに入れて冷蔵保存してください。

3 医療機関でIgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施してください。

IgM抗体検査は発疹出現後4日目～28日目の検体が適切で、発疹出現後3日以内の検体では偽陰性になることがあります。

※パルボウイルスB19（伝染性紅斑）、HHV6/7（突発性発疹）、風しんウイルス、エンテロウイルス、デングウイルス等の感染症の急性期に麻疹IgM抗体が陽性になる場合があります。IgM抗体価が5.0未満の場合はこれらのウイルス感染の可能性を考慮する必要があります。

4 麻疹の感染力の強さに鑑みた院内感染予防対策・指導をお願いします。

・入院の場合、患者は個室対応をお願いします。

・入院医療機関においては、職員の「抗体価に基づく麻疹の罹患歴」、「記録に基づく麻疹含有ワクチンの接種歴」をご確認の上、対応者を選定してください。

・患者が帰宅する際には麻疹の感染力の強さを踏まえた指導を行ってください。

※感染可能期間：発症（発熱、カタル症状のいずれか）1日前～解熱後3日間

発熱が不明瞭な場合、発疹出現4日前～出現後4日間

※学校出席停止期間：解熱後3日を経過するまで

5 保健所から疫学調査の連絡があることを、患者へお伝えください。

6 PCR検査結果はわかり次第、医療機関へ電話連絡します。

総合的な状況を踏まえ、麻疹でないとは判断された場合は、発生届の取り下げをお願いします。

連絡先：加古川健康福祉事務所 健康管理課

TEL：070-422-0002 FAX：079-422-7589 休日・夜間ホットライン：079-422-0006